

放課後子ども教室の実施について

放課後に学校の使用可能教室を利用して、子どもたちの安心・安全な居場所を設け、地域住民などの参画を経て、子どもたちに様々な学習や体験活動の機会を継続的に提供していく事業です。

※ 留意点

1. 学童クラブのように児童を預かる事業ではありません。
2. 放課後子ども教室は基本無料で行われます。営利目的で行うことは出来ません。
3. 学校の事業ではありません。

事業概要

1、対象児童

実施団体に登録された児童

2、開設期間及び実施時間

開設期間 5月～翌年の2月末日。

実施時間 年間80時間程度で平日、週1回以上の活動を継続的に行う。

※1回の活動時間は最低1時間（準備・後片付けを含む）とし、4時間を超えることは出来ません。

※年間の実施時間80時間は目安となります。詳しくはご相談ください。

3、開設場所

学校・教育委員会が使用可能と指定した教室・場所等。

4、教室の内容

児童の学習活動（自習・英会話・そろばん等）や体験活動（伝統芸能・工作・スポーツ等）を教育活動サポーターとして実施していただきます。宗教活動や政治活動は行えません。今年度は実施期間の内、1回程度スラム2学習体験を実施していただくよう、ご協力お願いいたします。日程については後日お知らせします。

5、実施形態

実施団体として申請していただき、委託契約を締結したうえで放課後子ども教室を行い、毎月の活動内容を報告します。（これら申請・報告に関する様式はいきいき学び課で準備します。）

6、委託料の支払い

委託料については、概算払い（実施計画に基づき、契約締結後に委託料を支払い。）、精算払い（年度内の活動を全て終了した後に活動報告に基づき支払い。）を選べます。

7、経費

委託料に含まれる経費は、参加する教育活動サポーターへの報酬と活動に必要な物品を購入するための消耗品費等となります。

報酬額は、沖縄県の最低賃金を上限として、予算の範囲内で決定します。

職種別	謝礼額
教育活動サポーター	時間 600円
学習支援員	時間 2,200円

8、教育活動サポーターの配置

サポーターの配置数は以下のとおりとします。

登録児童数	必要なサポーター数	諸謝金の対象となるサポーター数
1名 ～ 10名	1名以上	1名まで
11名 ～ 20名	1名以上	2名まで
21名 ～ 30名	2名以上	3名まで
31名 以上	3名以上	4名まで

※ 諸謝金の対象となるサポーター数の上限は4名とします。

9、教室の定員

使用可能教室の広さやスタッフの配置状況、安全性などを鑑み、統括コーディネーターとサポーターが話し合って決めます。

10、参加費用

原則無料ですが、プログラムによって材料費等補助対象外経費を徴収する場合があります。

11、保険料

全国市長会市民総合賠償補償保険が適用されますが、任意保険の加入も可能です。

※任意保険の加入の際、児童の保険費は補助の対象外となります。

12、参加者名簿の作成

参加する児童の氏名、学年、性別、血液型、保護者の氏名、連絡先（いつでも連絡のつく電話番号）を記載した名簿を作成し、管理してください。

13、事故・体調不良・災害時等の対応

いきいき学び課で作成します安全対策マニュアルと各学校に設置された防災マニュアルを基に行動します。

14、その他

持込禁止物品や禁止事項等は学校の規則に準じます。学校のルールで禁止されていることは放課後子ども教室でも禁止です。

放課後子ども教室Q&A

Q1、放課後子ども教室ではどのような活動が出来ますか？

A、継続的な活動を基本とし、児童の学習活動（自習の見守り・英会話・そろばん等）や体験活動（伝統芸能・工作・スポーツ等）を行っていただきます。

Q2、定員はありますか？

A、使用スペースの広さや安全性の観点から定員を設ける場合があります。

Q3、学校を欠席した日に、放課後子ども教室に参加出来ますか？

A、出来ません。

Q4、おやつを提供する必要はありますか？

A、おやつの提供する必要はありません。また、おやつの持参もできません。

Q5、飲み物を提供する必要はありますか？

A、飲み物を提供する必要はありません。必要に応じて水筒を持参させてください。

Q6、年度の途中で放課後子ども教室の開催を辞めることは出来ますか？

A、原則認められません。いきいき学び課と事業の継続について協議を行う必要があります。

Q7、放課後子ども教室の運営等について質問がある場合、どこに問い合わせればいいですか

A、放課後子ども教室は学校主催の事業ではありませんので、石垣市教育委員会いきいき学び課までお問い合わせください。

石垣市教育委員会 いきいき学び課
Tel：83-0373